

一般社団法人日本eスポーツ連合 地方支部の募集について

一般社団法人日本eスポーツ連合（JeSU）は、日本国内全域を対象に e スポーツを普及、発展させていくことを目的に、各都道府県を統括する支部の設置を進めていて、現在 28 の支部が活動しています。

JeSU では、全国各地に e スポーツ振興の拠点ができることで、多様な e スポーツ大会の開催がそれぞれの地域で可能となり、一般の方々が e スポーツに触れて頂く機会が増え、それにより日本全体の e スポーツの底上げにつながると考えています。

支部では、各地域における e スポーツの普及振興を目指し、地方在住の競技プレイヤーを育成するほか、地域における e スポーツ競技会を開催するなど、JeSU と連携して活動していきます。

それぞれの地域の e スポーツ振興に役立つサポートメニューを地方支部の皆様向けにご用意しておりますので、JeSU の考え方、方針に賛同し、意欲的に活動いただける皆様のお申し込みをお待ちしております。

JeSU から地方支部へ提供するサポート例

- ・ JeSU 地方支部のロゴマーク使用（使用規定有）
- ・ 景表法、風営法等 e スポーツに欠かせない基礎知識や大会運営のノウハウの提供
- ・ JeSU 正会員、賛助会員との交流会
- ・ JeSU と地方支部との各種ミーティング
- ・ IP ホルダーとの連携サポート
- ・ JeSU 公認大会の立会人になる権利
- ・ 支部が実施するイベントの告知協力、機材の貸出

地方支部への応募から認定までの流れ

JeSU では、JeSU の設立趣旨や活動方針に賛同し、各地域における e スポーツの普及振興を目指して一緒に活動していただける団体に参加いただき、各都道府県 1 団体を支部として認定し、最終的には 47 都道府県すべてに JeSU の支部を設置したいと考えています。

応募にあたりましては、本サイトから「JeSU 地方支部加盟申請書」（Word 版）をダウンロードしていただき、必要をご記入の上、下記までご送付ください。

（送付先）〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-12-4 茅場町会館 2F

一般社団法人日本 e スポーツ連合 事務局

（問い合わせ先） <https://jesu.or.jp/mailform/corporation/>

受付後は半年から 1 年程度の活動実績などをご報告いただきます。国内の e スポーツの盛り上げに向けて、我々 JeSU と足並みをそろえながら継続的に活動していただけることを確認させていただ

いた段階で、順次認定をさせていただく予定です。

地方支部として望ましい条件

当該都道府県における e スポーツの普及、発展に向けた活動を統括して推進できる団体であることを念頭に、組織力（ガバナンス）、地元ゲームコミュニティとの連携、活動実績、外部団体・組織との連携等の項目を評価します。

※別添の「一般社団法人日本 e スポーツ連合地方支部団体規約」もご参照ください。

<注意事項>

- ・ 地方支部は都道府県ごとに 1 団体とします。
- ・ 原則として一般社団法人又はこれに類する公益性を持つ法人とします。
- ・ 年会費等の JeSU への納入は不要です。
- ・ JeSU からの資金サポートはございませんが、活動費用捻出のための協賛企業の募集等は地方支部独自で可能です。JeSU スポンサーとの競合排除も求めません。ただし、協賛企業は JeSU のスポンサーレギュレーションに準ずる必要があります。

<ご参考：認定済の地方支部>

支 部	会 長	支 部	会 長
北海道	金子 淳	大阪府	伊草雅幸
岩手県	遠藤徹也	兵庫県	五島大亮
秋田県	須藤晃平	島根県	影山晃広
山形県	荒瀬雄二郎	岡山県	本村哲治
群馬県	平方 亨	徳島県	原田吾朗
東京都	笥誠一郎	愛媛県	田中和彦
富山県	堺谷陽平	高知県	三谷剛平
石川県	北潟祥吾	福岡県	中島賢一
福井県	南 司	佐賀県	中尾清一郎
長野県	宮本和彦	長崎県	樋口益次郎
岐阜県	坂 英明	熊本県	中山峰男
静岡県	山崎智也	大分県	西村滉兼
愛知県	片桐正大	宮崎県	佐藤光倫
三重県	高田雅之	鹿児島県	池田真二

以上

一般社団法人日本 e スポーツ連合 地方支部団体規約

第 1 章 総則

第1条 (目的)

本規約は、e スポーツに関する各都道府県を代表する機関として、一般社団法人日本 e スポーツ連合(以下「本部」という。)と相互の親睦を図り、共同して各都道府県における e スポーツを統括し、その普及振興を行い、国内 e スポーツの発展に寄与するための地方支部団体(第 2 条に定める。)を設置すること、及び、地方支部団体に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 (地方支部団体の認定及び規約の遵守)

1. 本部は、理事会の承認により、各都道府県において 1 つの法人又は団体を、当該都道府県における支部として認定することができる。
2. 前項により認定を受けた法人又は団体を「地方支部団体」と呼称する。
3. 地方支部団体は、本規約及び本部が定める諸規程並びに本部が加盟する団体の規約その他の規程(但し、その性質上地方支部団体が遵守すべきものに限る。)を遵守する。
4. 本部は、第 1 項に基づき認定した各都道府県における地方支部団体について、その適格性について定期的に審査を行う。

第 2 章 地方支部団体の活動及び組織

第3条 (地方支部団体の活動内容)

地方支部団体は、各都道府県における e スポーツを統括し、その普及振興を行い、国内 e スポーツの発展に寄与する団体として、該当する各都道府県において以下の活動を行うよう努める。

- (1) e スポーツに関する諸活動の統括
- (2) 他の地方支部団体との交流及び共同活動の企画・運営
- (3) e スポーツ競技会の開催
- (4) e スポーツの普及・活用状況の調査及び研究
- (5) その他地方支部団体の趣旨に合致する活動

第4条 (組織)

1. 地方支部団体は、原則として非営利型一般社団法人又はこれに類する公益性を持つ法人格を有しなければならない。但し、各都道府県における e スポーツの普及状況等に鑑み、本部が認めた場合は、法人格を持たない団体を地方支部団体(以下「非法人地方支部団体」という。)として認定することができる。

2. 地方支部団体は、代表者 1 名及び本部との連絡担当者 1 名を含む 3 名以上の人員を配置しなければならない。但し、各都道府県における e スポーツの普及状況等に鑑み、事業遂行上支障が生じないと本部が認めた場合には、その限りでない。
3. 地方支部団体の名称は、原則として、それぞれの地方支部団体が存する各都道府県名の後ろに「e スポーツ連合」を組み合わせた形とする。但し、本部が認めた場合には、「日本 e スポーツ連合支部」を併記する場合に限り、異なる名称を表示することができる。
4. 非法人地方支部団体は、地方支部団体としての認定を受けた後 2 年以内を目安として、可能な限り速やかに第 1 項に定める法人を設立する等して、本規約に適合するよう努める。

第 3 章 地方支部団体の遵守事項等

第5条 (地方支部団体の表示事項)

1. 地方支部団体は、活動に当たっては一般社団法人日本 e スポーツ連合の地方支部団体であることを対外的に表示するよう努める。なお、地方支部団体は、当該活動に必要な範囲内において、本部が別途定めるロゴ使用に関する規程に基づいて、本部の名称及びロゴを使用することができる。
2. 地方支部団体は、第三者との間で事業遂行上必要な契約の締結その他の行為をする際には、当該第三者に対して、契約の締結その他の行為の主体が地方支部団体であり、本部たる一般社団法人日本 e スポーツ連合は契約当事者に当たらないことを明示するものとする。また、本部は、地方支部団体と第三者との間の契約の締結その他の行為によって地方支部団体に生じた責任を一切負わない。

第6条 (各種資料の本部への提出)

1. 地方支部団体は、別途本部が定める様式により、事業年度ごとに、以下の各号に定める各書類を作成し、以下の各号に定める期限までに本部に対して提出しなければならない。なお、これらの書類については、地方支部団体でなくなってから 3 年が経過するまでの間保管しなければならない。
 - (1) 事業計画及び予算： 各事業年度の開始後 1 か月以内
 - (2) 支部最新情報確認書： 各事業年度の開始後 1 か月以内
 - (3) 事業報告書及び決算報告書： 各事業年度の終了後 3 か月以内
 - (4) 社員総会、理事会その他これに準ずる重要な会議体の議事録： 各事業年度の終了後 3 か月以内
2. 本部は、地方支部団体の監督及び地方支部団体資格の検証に当たり必要と認める場合には、支部最新情報確認書その他本部が求める書類を、本部の定める期日までに提出するよう、地方支部団体に対して請求することができる。

第7条 (変更事項の届出)

1. 地方支部団体は、以下の各号に定める事項を変更しようとする場合、本部に対して事前に届出を行い、承認を得なければならない。
 - (1) 地方支部団体の名称又はロゴ
 - (2) 役員及び代表者
2. 地方支部団体は、以下の各号に定める事項を変更した場合には、速やかに本部に対して届け出なければならない。
 - (1) 本部との連絡担当者
 - (2) 地方支部団体の定款その他地方支部団体の重要な事項を定める規約
 - (3) 地方支部団体(法人格を有するものに限る。)の登記事項

第8条 (脱退・処分等)

1. 地方支部団体は、別途本部により定められる様式による脱退届を本部に提出し、本部が認めた場合に限り、地方支部団体を脱退することができる。
2. 本部は、地方支部団体が本規約に定める義務に違反した場合その他地方支部団体として適格性を欠くと本部が判断した場合は、事案の軽重に応じて、地方支部団体に対して以下の処分を行うことができる。
 - (1) 指導、勧告
 - (2) 地方支部団体の活動の一時停止
 - (3) 地方支部団体に関する認定の取り消し

附則

第1条 (施行日)

2018年12月11日 制定施行
2019年6月19日 改定施行
2021年5月1日 改定施行
2021年7月26日 改定施行

第2条 (経過措置)

本規約の施行日において現に本部から地方支部団体としての認定を受けている法人又は団体については、施行日から2年間、第4条第1項及び第4項の規定の適用を留保する。